

平成 15 年 3 月 24 日

各位

会社名 三井トラス・ホールディングス株式会社  
(コード番号 8309)  
中央三井信託銀行株式会社

### 中央三井信託銀行と第二東京弁護士会が弁護士紹介制度に関して提携

中央三井信託銀行株式会社(社長 古沢 熙一郎)は、第二東京弁護士会(会長 井元 義久 : 日本弁護士連合会会員 会員2,300名強 平成15年3月現在)との間で、「弁護士紹介サービス(通称「弁護士ナビ」)の利用及び運営に関する協定」を締結いたしました。

中央三井信託銀行は信託銀行として培ってきた高度なノウハウを活かし、お客様の資産に関する様々な課題の解決に向けたお手伝いを行うなかで、個人のお客様からの、法律の専門家に直接相談したいとの要望等に応える形で、平成13年10月に日本弁護士連合会との間で遺言・相続関係弁護士紹介制度に関する提携を行っております。

当該制度についてはお客様から好評を頂いておりますが、遺言・相続関係に止まらず広く法律の専門家に直接相談したい、法律相談を申し込んでもどのような弁護士に担当してもらえるか分からず不安である、などの要望も寄せられておりました。

一方、第二東京弁護士会では、信頼できる弁護士を紹介して欲しいとの要望が顧客から企業に寄せられている状況も踏まえ、一般市民の弁護士へのアクセスルート多様化という社会的要請に応えるべく、現在利用されている法律相談センター以外の相談窓口の設置を検討してきた結果、企業・団体と提携し、企業・団体の顧客向けに弁護士紹介サービスを実施することを決定し、中央三井信託銀行との間で「弁護士紹介サービス(通称「弁護士ナビ」)の利用及び運営に関する協定」を締結する運びとなったものです。

中央三井信託銀行は、第二東京弁護士会が提供する弁護士紹介サービスのうち、予め選定した一定人数の弁護士を顧客に紹介するという「指名弁護士制度」を利用することとし、まずは、会員制サービス(Best Quality ベストクオリティ)の会員を中心にサービスを提供する予定です。

中央三井信託銀行では、当該サービスの対象顧客拡大についても検討しており、引き続き、お客様のニーズに応えた各種サービスを展開してまいります。

## 【制度の概要】

### 1. 弁護士紹介制度の概要

- (1) 第二東京弁護士会は、一定の企業・団体との間で協定を結び、当該企業等の顧客を対象に弁護士紹介サービスを提供する。顧客からの相談は遺言・相続案件に限定しない。
- (2) 本サービスに参加する弁護士は、第二東京弁護士会に事前に登録を行う必要がある。
- (3) 企業等の顧客はホームページにて弁護士の属性や得意分野等を確認したうえで、希望する弁護士を選択し、企業等を通じて弁護士紹介を依頼し、弁護士の紹介を受ける。
- (4) 企業は、顧客が弁護士を選択する便宜を図るため、登録弁護士の中から自社の顧客に紹介する弁護士を予め一定人数指名することができる（指名弁護士制度）。

### 2. 指名弁護士制度の概要

#### (1) 概要（中央三井信託銀行が指名弁護士制度を選択した理由）

弁護士紹介制度では、制度への参加を希望する第二東京弁護士会所属の弁護士全員が対象となることから、最大 2 千名強の登録弁護士が見込まれる。

一般の顧客が、ホームページ等の情報により、最大 2 千名強のなかから弁護士を選択することは困難であることから、顧客が紹介を受けられる一定人数の弁護士を予め選定する制度である指名弁護士制度を選択した。

#### (2) 具体的な法律相談への対応

ア．中央三井信託銀行は、ベストクオリティ会員等が指名弁護士制度を利用しての法律相談を希望する場合、予め選定した指名弁護士（10 名程度を予定）のなかから顧客の選択した弁護士の紹介を第二東京弁護士会に依頼する。

イ．指名弁護士は、顧客との間で直接、法律相談に応じる。（紹介手数料は無料。弁護士との相談費用は有料。）

#### (3) 実施時期

サービスの開始時期は、4 月中旬を予定している。

#### (ご参考)

「弁護士紹介サービス（指名弁護士制度）」基本スキーム（別紙）

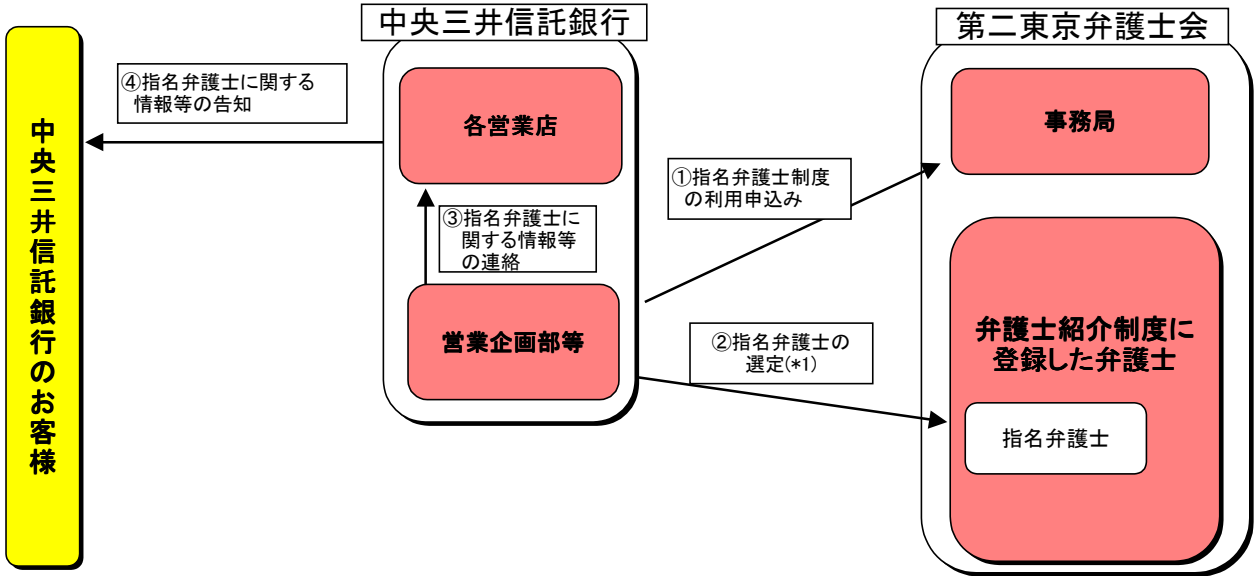
会員制サービス「Best Quality」

中央三井信託銀行との取引残高が 10 百万円以上の顧客を対象とする会員制サービス会員には、預金や住宅ローンの金利優遇、遺言書保管手数料や貸金庫利用手数料の優遇、資産管理面でのサポートに加え、旅行の案内等の非金融サービスも含めた各種サービスを提供。平成 13 年 3 月にサービスを開始しており、会員数は略 10 万人（平成 15 年 3 月現在）。

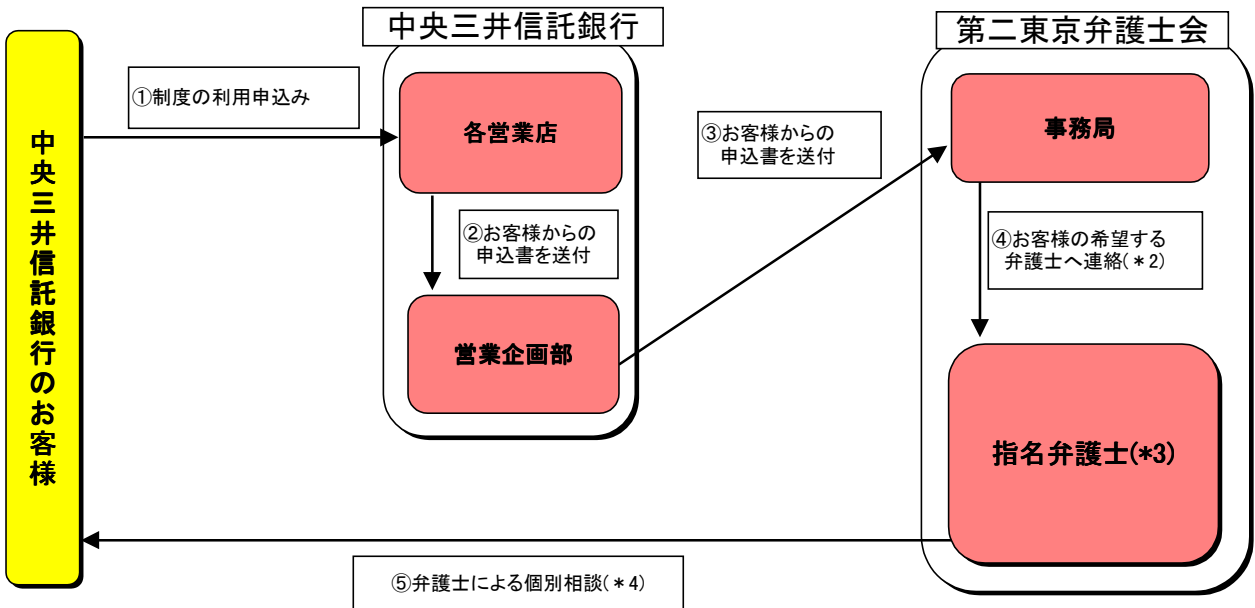
以 上

## 「弁護士紹介サービス(指名弁護士制度)」基本スキーム

## 1. 指名弁護士の選定フロー



## 2. 指名弁護士制度利用のフロー



- (補足) (\*1) 弁護士紹介制度に登録した弁護士より、複数名の弁護士(10名程度を予定)を指名弁護士として事前に選択。  
 (\*2) 弁護士の指定が無い場合は、一定のルールに基づき、弁護士を選択。  
 (\*3) 弁護士紹介制度に登録する弁護士より、予め、当社にて選定した一定人数の弁護士(10名程度を予定)。  
 (\*4) 2回目以降は必要に応じてお客様と弁護士との間で、個別に相談を行う。